

美濃加茂市告示第56号

美濃加茂市制施行70周年記念市民企画事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

美濃加茂市長 藤井浩人

美濃加茂市制施行70周年記念市民企画事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、美濃加茂市が市制施行70周年（以下「70周年」という。）を迎えるに当たり、市民が自ら主体的に企画及び実施する事業に要する経費に対し、美濃加茂市制施行70周年記念市民企画事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することによって、当市の歴史、文化等を振り返り、これからの市政の発展を促す事業の推進を図ることを目的とする。

(適用例規)

第2条 補助金の交付に当たっては、美濃加茂市補助金等交付規則（平成25年美濃加茂市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示による。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、市民（当市に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。以下同じ。）が主体となった団体で、次に掲げるものを全て満たすものとする。

- (1) 市民を10人以上含む団体であること。
- (2) 団体自ら事業を企画し、実施し、及び完了することができること。
- (3) 政治活動、宗教活動又は公益を害する活動を目的としていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体（団体の役員、代表者及び構成員がそれらの団体に所属する場合を含む。）ではないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付を受けることができる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるもの全てに該当する事業とする。

- (1) 70周年の周知及び啓発に資する事業
- (2) 市内で実施される事業
- (3) 既存の事業の場合は、70周年を記念して大幅に変更し、又は拡充されるもの

- (4) 一般に公開され、誰もが参加することができる事業
- (5) 令和7年3月1日までに実施され、完了する事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業としない。
 - (1) 市又は市が助成している団体から補助を受けている事業
 - (2) 公序良俗に反する等市長が適当でないと認めるもの
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業を実施するために必要な経費とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 団体の経常的な活動経費
- (2) 団体の構成員の食糧費その他の親睦代
- (3) 団体の構成員が受取人となる謝礼
- (4) その他市長が適当でないと認める経費
- 2 補助対象事業が既存の事業の場合は、70周年を記念して変更し、又は拡充された事業に要する経費のみを対象とする。
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (1) 補助対象経費が20万円以下のもの 補助対象経費の合計額に10分の10を乗じた額
- (2) 補助対象経費が20万円を超えるのもの 補助対象経費の合計額のうち20万円を超える部分の額に3分の2を乗じて得た額に20万円を加えた額。ただし、60万円を上限とする。
- 2 補助対象事業の実施による収入がある場合は、補助対象経費から差し引くこととする。
(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする団体は、規則第8条第1項に規定する補助金等交付申請書に、同条第2項に規定する書類のほか次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る団体構成員名簿
- (2) 補助対象事業が既存の事業の場合は、70周年を記念して変更し、又は拡充された事業の内容及びその事業の経費がわかる書類
- 2 補助対象事業の実施に当たり、次の条件を付するものとする。
 - (1) 70周年の周知及び啓発に努めること。
 - (2) 70周年の祝賀という観点での創意工夫を図ること。
(交付申請の期日)

第8条 規則第8条第1項の規定による期日は、令和6年5月24日とする。

(補助対象事業審査委員会)

第9条 第7条に規定する補助金の交付申請があったものについて、補助金の交付決定は、70周年記念事業審査委員会（以下「委員会」という。）において行う。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 市長

(2) 副市長

(3) 教育長

(4) 美濃加茂市部設置条例（平成12年美濃加茂市条例第1号）第1条各号に定める各部の部長

3 委員会の委員長は、佐藤副市長をもって充てる。

4 委員会の庶務は、経営企画部秘書広報課において処理する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第18条第1項に規定する補助事業実績報告書に、同条第2項に規定する書類のほか写真等補助事業の実施状況が分かる資料を添付し、市長に提出しなければならない。

(実績報告の期日)

第11条 規則第18条第1項の規定による期日は、当該事業完了後30日又は令和7年3月20日のいずれか早い日とする。

(補助金の概算払)

第12条 規則第21条ただし書の規定により、市長は、補助金の交付決定の後に交付決定額の2分の1の額を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、美濃加茂市制施行70周年記念市民企画事業補助金概算払請求書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。